【ダイジェスト版】

(講習会テキストを一部抜粋・要約したものです)

(建設現場従事者の)

令和3年6月

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

【お願い】出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

目 次

`	以表列		<u> </u>
1.	残土		_ 2
	1–1	排出状況	
	1–2	関連法令と主な管理事項 —————	— з
2.	残土	条例 ————————————————————————————————————	— 5
3.	土壌	汚染対策法 ————————————————————————————————————	— 8
	3–1	法の概要	
	3–2	土壌汚染状況調査と区域の指定 ————	– 9
	3–3	汚染の除去等の措置	- 11
	3–4	汚染土壌の搬出	- 12
4.	廃棄	物処理法 ————————————————————————————————————	-18
	4–1	廃棄物の区分と種類	
	4–2	廃棄物の処理 ————	-20
	4–3	埋設廃棄物・廃棄物混じり土 —————	- 22
	4–4	留意を要する産業廃棄物 ————	- 24
	4–5	参考資料	- 26
5	建設	・発生ナとしての取扱い 28	

(主な改訂履歴)

- ・H29.12: 土壌汚染対策法の改正に伴う改正省令の公布 (環境省) ---8p
- ・H31.3: 土壌汚染対策法に関するガイドラインの改訂 (環境省) ---9p~17p
- R2. 2:建設副産物実態調査結果(国土交通省)を更新---2p, 29p
- ・R2.7: 土壌汚染対策法における特定有害物質の規制強化(令和3年4月施行)-9p
- R2. 10:建設リサイクル推進計画(国土交通省)を更新---29p
- ・R3.5: 汚染土壌の運搬に関するガイドラインが改訂され、搬出届出書の様式が一部変更

1. 残土の排出状況と関連法令

1-1 排出状況

- (1) 建設工事から搬出される土砂の約70%は、内陸部の残土処分場等に搬出されています。
- (2) 残土処分場等において、残土の崩落・流出、廃棄物の投棄、有害物質による汚染などの問題が生じています。

【解 説】

平成30年度建設副産物実態調査結果によれば、建設発生土の搬出及び土砂利用状況は以下のとおりです。

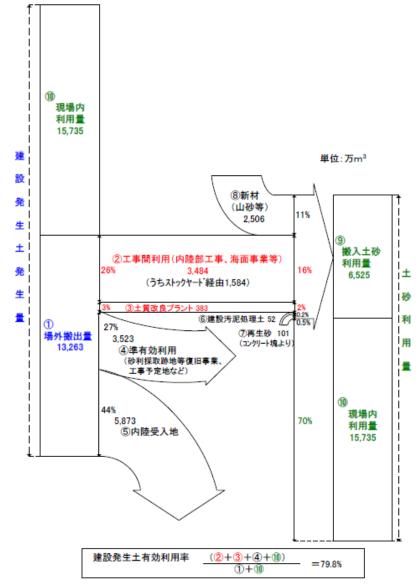


図14. 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

(出典:平成30年度建設副産物実態調査結果参考資料、国土交通省)

 $\underline{\text{http://www.mlit.go. jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_sankou.pdf}$

1-2 関連法令と主な管理事項

- (1) 土砂(残土)を搬出する場合は、土壌汚染対策法などの関係法令を遵守しなければなりません。また、自治体に条例等(残土条例、土砂条例)を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。
- (2) 土壌汚染対策法、残土条例などが適用されない場合であっても、残土が汚染されていたり、有害な廃棄物が混じっていた場合、汚染の拡散の防止等のために適切な取り扱いに努めなければなりません。
- (3) 残土を搬出する際には、騒音、粉じん等の発生の防止に努めるとともに、運搬経路等を適切に設定して、交通事故の防止等、安全な運転が行われるよう管理しなければなりません。

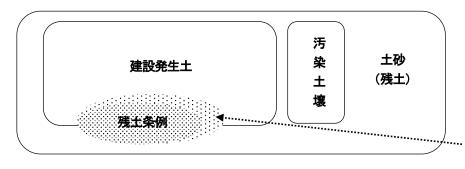
【解 説】

(1) 用語の定義

(廃棄物処理法)

- ・廃棄物: 固形状または液状の不要なもの、ただし、土砂および浚渫(しゅんせつ) 土を除く(土壌汚染対策法)
- ・汚染土壌:要措置区域等(要措置区域または形質変更時要届出区域)から外の区域に搬出する土壌 (資源有効利用促進法)
 - ・建設発生土:建設工事に伴い副次的に得られた土砂

(2) 残土についての関係法令と主な管理事項



残土条例制定の目的は 自治体により異なる

① 土壤汚染対策法

a) 法対象の汚染された土 (土壌)

法対象の土地(「要措置区域等」)から土(土壌)を搬出する場合は、「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。すなわち、法に定める届出、搬出の規定を遵守して運搬、処分しなければなりません。

b) 法対象外の汚染された土(土壌)

法対象外の土地(「要措置区域等」に該当しない土地)から基準に適合しない土(土壌)を搬出する場合は、(環境省の通知するとおり)法に定める搬出の規定に準じて運搬、処分する必要があります。また、法対象外の有害物質に汚染された土壌についても、適切に取り扱う必要があります。

② 廃棄物処理法

土砂は廃棄物処理法の規制対象からは除かれていますが、廃棄物混じりの土砂などの取り扱いについては、 必要に応じて自治体の廃棄物所管部局の指導に従う必要があります。

③ 残土条例

工事場所及び残土搬出先の自治体において、土砂の取扱いに関する条例等(いわゆる「残土条例」)を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。

④ 資源有効利用促進法

建設業者は、以下の工事に該当する場合、再生資源利用促進計画書を作成する必要があります。

- ・一定量(1,000 m3)以上の建設発生土を搬出する建設工事
- ・公共工事等(建設リサイクルガイドライン対象工事等)

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合せ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=2